

第3号議案 令和7年度の賦課金(組合費)及び徴収方法の承認について

令和6年度に引き続き令和7年度の全日本自動車部品卸商協同組合（以下「全部協」という）の一組合員に賦課する金額及び徴収方法については、次のとおりとする。

【令和7年度の賦課金（組合費）及び賦課徴収方法】

(1) 一般賦課金 一組合員当たり 月額7,000円

(年額：84,000円＝7,000円×12カ月)

(2) 賦課金の徴収方法

- ① 年間賦課金（途中加入の組合員は、加入時からの月数を乗じた額）の支払いは年1回とし、組合員が指定する銀行口座からの自動振替により徴収することを原則とする
- ② ただし、途中加入組合員（銀行口座自動振替に協力できない組合員を含む）については、全部協が請求する金額を支払期限までに指定口座に振り込むことによる徴収とする
- ③ また、道府県を地区とする全部協の道府県支部又は道府県自動車部品商組合が、それに所属する全部協組合員に係る賦課金を一括して徴収して支払う場合には、本組合の承認を得て当該組合員の年額賦課金を分割納付することができるものとする

(参考) 全日本自動車部品卸商協同組合定款（抜粋）

(経費の賦課)

第18条 本組合は、その行う事業の費用（使用料又は手数料をもって充てるべき共同事業を除く）に充てるため、組合員に経費を賦課することができる。

2 前項の経費の額、その徴収の時期及び方法その他必要な事項は、総代会において定める。

以上